

Voice 22
平成 21 年 12 月 1 日

今後の障害者福祉施策の検討にあたっての意見

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国身体障害者施設協議会
会長 伊藤 勇一

1. 利用者負担の軽減等について

(1) 施設で生活する障害者への配慮

利用者負担の軽減にあたっては、在宅で生活する障害者はもとより、施設で生活する障害者の手元金等にも十分に配慮した検討・見直しを実施していただきたい。

(2) 障害者の所得保障の拡充

利用者負担の軽減のみならず、障害者の所得保障について、障害基礎年金額の引き上げや年金未受給者への対応を含め具体的な施策を早期に講じていただきたい。

2. 新たな総合的な制度のあり方について

(1) 生活施設の充実

常時介護と医療的ケアを必要とする方々を支える生活施設の充実に図る施策を講じていただきたい。

(2) 工程表の提示と今後の議論

障害者自立支援法の廃止という方向性のみが示されているが、具体的な工程が示されておらず、大きな不安を感じている。今後の具体的な工程表について速やかにお示しいただきたい。

なお、新たな総合的な制度の検討及び構築にあたっては障害福祉サービスを利用する障害者、また、サービスを提供する事業者の現状と意見を十分に踏まえ検討を行っていただきたい。

特に、障害福祉サービスについては、新事業体系への移行途中であり、サービスを利用する者、提供する者、更には、制度の運用を行う行政等の関係機関等において混乱のないよう慎重な議論と対応を図っていただきたい。

障害福祉サービス等の更なる充実に向けた要望

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

全国身体障害者施設協議会

会長 伊藤 勇一

平成 21 年 4 月の障害福祉サービス等の基準・報酬改定及び、障害者自立支援法の一部を改正する法律案に示されている事項等を踏まえ、障害者支援施設等における個別支援を基本とした施設支援と地域生活支援の更なる充実に向けて以下の事項を要望いたします。

○障害者が本人の希望により、安心して施設支援や地域生活支援を利用できるように、引き続き公的責任を明確にしつつ、税財源による障害保健福祉関係予算の更なる拡充を図るとともに、障害者の所得保障について、障害基礎年金額の引き上げや年金未受給者への対応を含め具体的な施策を早期に講じていただきたい。

○福祉・介護人材の確保の困難性、また、更なる処遇改善の必要性等を踏まえ、人材の確保に向けた施策の推進及び、給与水準の引き上げを可能とする報酬の見直し等を引き続き図っていただきたい。

○障害福祉サービス等の報酬については、施設・事業所の取り組みや実績に応じて、数多くの加算による評価が行われている。今後、加算の状況を踏まえて、基本報酬に加算を盛り込むこととし、更なる報酬水準の向上を図っていただきたい。それまでの間においては、加算についても拡充を図っていただきたい。

1. 日中活動事業及び、施設入所支援の充実

(1) 生活介護事業等の報酬算定日数と報酬の見直し

①基本報酬の充実等

障害者支援施設の実施する生活介護事業等は、良質なサービス提供と必要とされる支援を曜日を問わず実施しており、報酬の算定日数については、施設入所支援同様「最大 1 ヶ月の日数」としていただきたい。また、この際の 1 日あたりの報酬単価については、現行の水準を維持していただきたい。

②専門的な支援体制に係る報酬体系の創設

より機能の高い専門的な支援体制を構築する観点から、事業指定基準に加えて、常勤医師、常勤看護師等の医療提供に係る専門職を配置している場合、その配置を実際に担保する報酬体系を創設いただきたい（常勤医師加算を改めて創設、看護師等配置加算の創設）。なお、リハビリテーション加算についても、リハビリテーションの質の向上の観点から充実していただきたい。

(2) 施設入所支援等の充実

①基本報酬の充実

施設入所支援においては、朝食・夕食時、就寝・起床時の介護のほか、入浴の提供等、生活上の様々な支援を行っていることを適切に評価し、報酬を引き上げていただきたい。また、円滑な地域移行等に向けた支援を行う観点から経過措置対象者に係る報酬についても引き上げていただきたい。

なお、小規模な事業所・施設が引き続き地域の福祉ニーズに応じて、安定的、継続的に経営することが可能となるよう、サービス費における定員区分「40人以下」の報酬について更に充実していただきたい。

②医療的ケア提供体制の充実

夜間看護体制を組むために必要な、夜間看護体制加算の報酬とするとともに、オンコール体制を評価する加算を創設していただきたい。また、「終末期ケア（看取り）」に関する取り組みを評価する加算を創設していただきたい。

(3) 旧法施設支援に係る報酬水準の維持

旧法施設支援に係る報酬については、現行水準を経過措置期間中にわたり維持していただきたい。

(4) 重度障害者支援加算の見直し等

①重度障害者支援加算の見直し

医療的ケア提供のための加算としての性格を明確にする観点から、指定基準に加えて「常勤換算方法で1以上の看護師」を配置することを要件として、「特別な医療」を必要とする者が1人以上利用している場合に算定できるものとしていただきたい。なお、報酬の算定にあたっては、現行の重度障害者支援加算（基本加算分＋重度加算分）相当を、体制加算として算定できるものとしていただきたい。

②重度障害者支援加算における個別加算の創設

特別な医療を必要とする者における、医療機材等への経費に対応する「個別加算」を創設していただきたい。

2. 地域生活支援の充実

(1) 短期入所の更なる充実等

福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）については、「生活介護＋施設入所支援」の報酬の水準まで充実していただきたい。さらに、福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）及び（Ⅱ）の報酬算定に関する基準を明確化していただきたい。

(2) 共同生活介護（ケアホーム）・共同生活援助（グループホーム）の充実

①人員配置等の充実

身体障害者のケアホーム・グループホームの利用の実態を踏まえながら、適切な支援を可能とするため、人員配置基準及び、報酬の充実を図っていただきたい。

②共同生活介護（ケアホーム）・共同生活援助（グループホーム）における居宅介護サービス利用の制度化

支援を必要とする障害者が、住まいの場において自ら望む支援を選択することを保障する観点から、経過的な措置とされている、共同生活介護（ケアホーム）・共同生活援助（グループホーム）における居宅介護サービス利用の仕組みを恒久的に制度化していただきたい。

③整備の促進・充実

障害者の住まいの場の選択肢を拡大するための整備を促進する観点から、身体障害者の利用等を踏まえ、共同生活介護（ケアホーム）及び、共同生活援助（グループホーム）の補助単価を充実していただきたい。

(3) 居宅サービス及び、相談支援事業の報酬の充実

居宅介護、重度訪問介護等の居宅サービス及び、相談支援事業に係る報酬の充実を図っていただきたい。

(4) 移動支援の個別給付化

障害者の社会参加を促進する観点から、個別給付として移動支援を創設していただきたい。

3. 制度に関する事項

(1) 障害者支援施設等における医療的ケアへの対応

障害者支援施設及び旧法施設支援といった生活の場において、医療的ケアを受けながら生活することを望む利用者に対応するため、一定の医療的ケアについて、研修等を要件に介護職員による実施を認めていただきたい。

(2) 障害程度区分認定及び支給決定プロセス等の見直し

個々の障害者の自立支援や生活支援の観点から、総合的に「支援の必要度」を把握するため、利用者の希望やニーズにもとづく「個別支援計画」やその策定にあたってのアセスメント項目等によって明らかになる、障害特性にともなう具体的な支援内容等を集積・類型化する方法について検討いただきたい。また、支給決定プロセスにおいても、同様の観点から適切な仕組みを構築していただきたい。

(3) 障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金メニューの制度化

平成 23 年度末までとされている基金メニューについて、利用者の希望、個々のメニューの利用状況や必要性を踏まえ、制度化について検討していただきたい。

特に、通所によるサービス利用を保障するため、生活介護事業における送迎経費を報酬に反映いただきたい。身体障害者の場合、送迎範囲は広域であり、複数の福祉車両による送迎等、その経費は大きくなっている。また、通院・受診付添についても、適切に報酬上の評価をしていただきたい。

短期入所についても、サービス利用を保障するため、旧法制度と同様に送迎加算を改めて創設していただきたい。

4. その他の事項

(1) 障害者の虐待防止法制の早期成立について

障害者権利条約の趣旨を踏まえ、また、障害者の権利擁護の観点から、障害者の虐待防止に関する法制度を早期に成立していただきたい。

(2) 新型インフルエンザ等への適切な対処の具体化等

新型インフルエンザ等の感染症対策に関する情報提供及び、具体的な対処方針等の明示等について、都道府県及び市町村と連携しつつ、引き続き迅速かつ適切に行うとともに、発生時の障害福祉サービス等の利用の確保及び、事業の継続について更に配慮をしていただきたい。

(3) 全国一律の社会福祉施設の最低基準について

地方分権改革推進委員会の「第1次勧告」において「福祉施設の最低基準等」に関する内容が示されているが、社会福祉施設の最低基準については、国の責任において全国一律に定めていただきたい。

(4) 新事業・サービス体系への円滑な移行のための施設整備費等の拡充

新事業・サービス体系への円滑な移行のため、既存のハードの転換に関する施設整備・改修費及び、新事業移行に向けた新築に係る施設整備費については、継続的に確保していただきたい。

(5) 老朽改築等に係る施設整備費の充実・確保

住環境の改善及び安全確保のため、老朽改築等に係る施設整備費については、今後とも充実・確保を行っていただきたい。

(6) 冷暖房費の制度化等地域特性に配慮した報酬の設定

冷暖房経費を報酬積算に組み入れていただきたい。

(7) 事務処理の簡素化と負担の軽減に対する配慮

新事業体系への移行へ向けた準備及び、報酬請求方法の変更等にもともなう事務負担の著しい増加について、より一層の配慮をいただきたい。また、事務職員の報酬上の評価を適切に図っていただきたい。

なお、各種の加算における提出書類等の作成についても、適切なサービスの提供を前提としつつ簡素化・効率化について検討し負担を軽減していただきたい。